

一般社団法人日本毒性病理学会
理事候補者及び監事候補者選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本毒性病理学会（以下「本会」とする。）の定款第20条に基づき、理事候補者及び監事候補者の選出方法について定める。

(理事候補者選挙)

第2条 本会の理事候補者は、評議員の互選による無記名選挙に基づき、理事候補者10名を選出する。

- 2 選挙結果に基づいて選挙得票数の上位10名を理事候補者として選出する。
- 3 評議員のうち下記の者は被選挙権がないものとする。
 - (1) 理事を連続3期務めた者
 - (2) 就任予定年の3月31日までに満64歳に達している者
 - (3) 選挙管理委員
- 4 選出者に辞退が発生した場合は、次点者から得票数順に順次、理事候補者として繰り上げるものとする。
- 5 得票数が同数となり理事候補者を特定できない場合は、当該同得票順位の者の就任意思を確認し、理事候補者を決定する。なお、予め提示した期限内に就任に関する意思表示がない場合は、就任意志がないものをみなす。
- 6 前項の事態において、同得票順位の者の内、二名以上が就任を希望する場合は、理事の無記名投票による選挙により理事候補者を決定する。同得票順位の者のすべてが就任を希望しない場合は、得票数がそれらの者に次ぐ者を理事候補者とする。

(監事候補者選挙)

第3条 本会の監事候補者は、理事・監事・委員会委員長並びに学術年会長経験者（名誉会員、功労会員を含む）より評議員の無記名選挙に基づき、監事候補者2名を選出する。

- 2 選挙結果に基づいて選挙得票数の上位2名を監事候補者として選出する。
- 3 理事・監事経験者のうち下記の者は被選挙権がないものとする。
 - (1) 監事を連続3期務めた者
 - (2) 就任予定年の3月31日までに満68歳に達している者
 - (3) 選挙管理委員
- 4 監事候補が理事候補となった場合は、理事候補者の立場を優先する。
- 5 選出者に辞退が発生した場合は、次点者から得票数順に順次、監事候補者として繰り上げるものとする。
- 6 得票数が同数となり監事候補者を特定できない場合は、当該同得票順位の者の就任意

思を確認し、監事候補者を決定する。なお、予め提示した期限内に就任に関する意思表示がない場合は、就任意志がないものとみなす。

- 7 前項の事態において、同得票順位の者の内、二名以上が就任を希望する場合は、理事の無記名投票による選挙により監事候補者を決定する。同得票順位の者のすべてが就任を希望しない場合は、得票数がそれらの者に次ぐ者を理事候補者とする。

(理事長推薦理事候補者)

第4条 第2条に基づく理事候補者の互選により選出された理事長候補者は、選挙に基づく理事候補者以外に、評議員の中から最大2名の者を理事候補者（以下、「理事長推薦理事候補者」とする）として選出することができる。なお、理事長候補者が選出する副理事長候補者に、理事長推薦理事候補者はなることが出来ない。

(理事、監事の就任)

第5条 理事会は、第2条、第3条ならびに第4条に基づいて選出された候補者を、正式に理事候補者、監事候補者として決定し、定期総会に諮る。

- 2 理事候補者、監事候補者は定期総会の決議による承認をもって理事、監事として就任し、理事長候補者及び副理事長候補者も同様に総会承認を得て就任する。
- 3 監事は委員会活動や学術年会の運営活動には参画せず、本会の活動を監査する。

(財務担当理事及び委員会の継続改廃)

第6条 別に定める「理事・監事候補者選出の選挙方法ならびに理事会・委員会引継ぎ要領」に基づき、新理事長は財務担当理事候補者並びに各種委員会体制とその委員長を含む委員の候補者の総会での承認を得なければならない。ただし、毒性病理学専門家の資格認定に係る委員会は委員長、副委員長以外の委員は匿名とする。

(欠員)

第7条 理事及び監事が任期満了前の退任する場合に伴う補充選挙は、原則として行わない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則

1. この規程は、本会設立の日より施行する。
2. 上述の評議員、理事、監事、委員会委員長及び学術年会長は本会の法人格を有さない前身組織である日本毒性病理学会における役職経験を継承するものとする。